

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 積雪寒冷単作地区指定の一部改正  
急傾斜地帯指定の一部改正  
畑地地区指定の一部改正  
各種学校の設立認可  
公有水面埋立の免許
- ◇教委告示 臨時教育委員の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催

## 告示

鳥取県告示第百八十九号  
昭和二十六年七月鳥取県告示第百五十一号、同年十二月鳥取県告示第百七十三号及び昭和二十八年七月鳥取県告示第百一十号で公示した積雪寒冷単作地帯振興臨時

措置法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第三項の規定に基く、積雪寒冷単作地区として市町村の区域の指定の一部を次のように改めた。

昭和三十年六月十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

積雪寒冷単作地区としての指定  
市町村の区域  
改めた年月日

倉吉市のうち  
「高城村」を「高城村、北谷村」に  
昭和二十八年  
四月一日

「灘手村の一部」を「灘手村」に  
昭和三十年  
五月一日

東伯郡のうち  
「関金町（旧南谷村、矢送村及び山守村の区域）北谷村」を「関金町（旧南谷村、矢送村及び山守村の区域）」に  
昭和二十八年  
四月一日

「灘手村、北条町（旧中北条村及び下北条村の区域）」を「北条町（旧中北条村及び下北条村の区域）」に  
昭和三十年  
五月一日

「大誠村、栄村」を「大栄町（旧大誠村及び栄村の区域）」に

西伯郡のうち  
「賀野村」並びに「手間村（旧手間村及び幡郷村の一部の区域）」を「

昭和三十年  
四月二十五日

会見町(旧賀野村、手間村及び幡郷村の一部の区域)に  
日野郡のうち  
「日野上村、山上村」を「伯南町」(昭和三十年  
旧日野上村及び山上村の区域)に 五月二十日

鳥取県告示第二百九十号

昭和二十七年十一月鳥取県告示第五百四十号で公示した  
急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第百  
三十五号)第三条第三項の規定に基く、急傾斜地帯とし  
ての市町村の区域の指定の一部を次のように改めた。

昭和三十年六月十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

急傾斜地帯としての指定市町村の区域  
改めた年月日

倉吉市のうち  
「灘手村の一部」を「灘手村」に

昭和三十年  
五月一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

東伯郡のうち  
「灘手村、北条町(旧下北条村の区域)」「北条町(旧下北条村の区域)」「大誠村、栄村」を「大栄町」に

昭和三十年  
五月一日

町(旧大誠村及び栄村の区域)に  
西伯郡のうち  
「賀野村」並びに「手間村のうち諸木部落(旧幡郷村諸木部落の区域)」「会見町(旧賀野村及び幡郷村諸木部落)」に

昭和三十年  
四月二十五日

日野郡のうち  
「日野上村、山上村」を「伯南町」(昭和三十年  
旧日野上村及び山上村の区域)に 五月二十日

鳥取県告示第二百九十一号

昭和二十八年十二月鳥取県告示第五百七十五号で公示した畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)第四条の規定に基く、畑地区として市町村の区域の指定の一部を次のように改めた。

昭和三十年六月十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

畑地区としての指定市町村の区域  
改めた年月日

「倉吉市」を「倉吉市(昭和三十年五月一日合併以前の区域)並びに灘手地区(旧東伯郡灘手村の区域)」に

東伯郡の「関金町、灘手村」を「関金町」に  
「大誠村、栄村」を「大栄町」に(旧大誠村及び栄村の区域)に

昭和三十年  
五月一日

西伯郡の「賀野村」並びに手間村(旧手間村及び幡郷村の一部の区域)「会見町(旧賀野村、手間村及び幡郷村の一部の区域)」に

昭和三十年  
四月二十五日

日野郡の「日野上村」を「伯南町」(旧日野上村の区域)に

昭和三十年  
五月二十日

設置することを認可した私立幼稚園及び各種学校

鳥取幼稚園 鳥取市吉方町一区八〇八番地ノ一

設・置 者 認可年月日

米子高等経理学校 米子市蚊屋字四反通二二八番地

矢谷允之 昭和三十年六月七日

永島経理学園 永島運一

永島経理学園 永島運一 六月七日

鳥取県告示第二百九十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十年六月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 埋立の場所 鳥取市服部字兩石田六十八番五地先
- 二 埋立の面積 旧大井手土地改良区水路敷九十四坪
- 三 埋立工事着手の期限 昭和三十年六月二十三日
- 四 埋立工事のしゅんこう期限

- 五 工事に着手の日から一箇年
- 五 埋立の目的 用水幹線管理用地造成
- 六 埋立の免許を受けた者
  - 鳥取市古海字東開第七四八の六番地
  - 大井手土地改良区 理事長 三田吉之

鳥取県告示第二百九十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十年六月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 埋立の場所 鳥取市服部字高畷九十三番地先から鳥取市服部字玉向三十四番地先まで
- 二 埋立の面積 旧河川敷六百九十坪
- 三 埋立工事着手の期限 昭和三十年六月二十三日
- 四 埋立工事のしゅんこう期限 工事に着手の日から五箇年

- 五 埋立の目的 耕地造成
- 六 埋立の免許を受けた者
  - 鳥取市服部二九七番地 西山 勇
  - " " 二六一" 依藤 金治
  - " " 二三五" 片山 義彦
  - " " 二二二" 福政 莊平
  - " " 二四六" 中山 藤一
  - " " 二八九" 西垣 正明
  - " " 三〇一" 賀 たみ
  - " " 二九九" 田中 正一
  - " " 三〇三" 西山 隆子

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。昭和三十年六月十四日 鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

- 一 日時 昭和三十年六月二十一日午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 一 議題 地教委協議会の対策について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第九条第六項同法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）第五十九条の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十年六月十四日

鳥取県公安委員会委員長 寺谷英太郎

第一

一 関係者住所氏名

- 1 鳥取市白兎七六 三 橋 毅
  - 2 岩美郡宇倍野村大字上麻生 山 本 善 市
- 昭和七年五月三日生  
昭和四年一月十六日生

第二

一 関係者住所氏名

- 1 倉吉市堺町二ノ二五三 林 満 造
  - 2 西伯郡境港町上道町二〇一ノ一 寺 本 岩 栄
- 昭和五年三月二十五日生  
明治三十七年十月七日生
- 一 聴聞の日時 昭和三十年六月二十七日午後一時から
- 二 聴聞の場所 倉吉市明治町 倉吉警察署会議室